

出来事（2011年10月）

1. 食品添加物の新規指定

10月の新規指定はありません。（現在：421品目）

イソキノリンとピロールの2品目（いずれも香料）は、WTO通報を終え指定待ちです。

アズキシストロビン（ポストハーベスト）の健康影響評価が行われることになりました。

10月25日の内閣府食品安全委員会添加物専門調査会で、審議の促進手順が示されました。

2. 消費者委員会の建議と提言

第63回消費者委員会（2011年7月22日）において、消費者庁及び消費者委員会設置法に基づき、「消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議」がとりまとめられました。

また、消費者委員会は8月12日に、「特定保健用食品の表示許可制度についての提言」を公表し、許可の更新制の導入に向けた検討を進めることを求めました。

3. 消費者庁・食品表示一元化

2011年10月25日、航空会館にて、消費者庁の「食品表示一元化検討会」の第2回の会合が行われました。

- ・食品表示の目的・機能について
- ・わかりやすい食品表示の在り方について

4. 米通商代表部（USTR）「衛生植物検疫措置に関する2011年報告書」で7項目の対日要求

2011年3月付けで発表されましたこの報告書は、TPPへの参加の是非をめぐる国民的な議論の中で再び注目されています。

この報告書は、SPS協定に基づく各国の処置に対する米国の不満の表れだと思われれます。日本への言及の中で、7項目の要求が突きつけられました。

- (1) 牛肉と牛肉製品
- (2) 冷凍フライドポテト
- (3) 食品添加物
- (4) ゼラチン
- (5) ポストハーベスト（収穫後防カビ剤）
- (6) 残留基準
- (7) 米

食品添加物については、46品目（国際調和品目）の内の6品目の検討・認可が完了しないとし、認可の促進を求めました。また、2010年に告示された80品目（既存添加物名簿の消除予定添加物）の中には対日輸出品に使用されているので戻すように求めました。その後、厚生労働省は46品目の残りの全ての品目の健康影響評価を内閣府食品安全委員会に依頼しました（2011年4月末までに）し、5月に消除された既存添加物は55品目でした。

<http://www.ustr.gov/sites/default/files/SPS%20Report%20Master%20Final%20Draft%20March%202025.pdf>

5. 多動と関連する色素を含まない製品の更新（英国 FSA）

これらの色素を含まない製品・料理を販売するレストラン、ケータリング、食品メーカー、流通のリストが更新されました。（最新：2011年11月1日）

<http://www.food.gov.uk/safereating/chemsafe/additivesbranch/colours/colourfree/>

6. ビタミン E と前立腺がん

NIHなどの資金提供がなされた国際研究で、男性1000人当たりで、ビタミンEサプリメント（毎日400 IU）のみを摂取している群の7年間における前立腺がんが76例に対して、プラセボ群は65例であり、17%のリスク増加となり、統計学的に有意であったとのこと。

<http://jama.ama-assn.org/content/306/14/1549.short>

7. 食品の放射能問題

1) 規制（暫定規制）

厚生労働省食品安全部の「食品中の放射性物質に関する暫定規制値の取扱い等について」は、変更はありません。

2) 出荷制限（10月31日 現在）厚生労働省

（3 ページに掲載）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001tlmp-att/2r9852000001tlsm.pdf>

3) 検査結果（10月31日 現在）厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001tlmp-att/2r9852000001tls3.pdf>

● これまでに暫定規制値を超える放射性物質が検出された品目

ア：野菜類

たけのこ、ほうれんそう、原木しいたけ（露地栽培、施設栽培）、ブロッコリー、ウメ、アブラナ、小松菜、茎立菜、キャベツ、信夫冬菜、アラメ、紅葉苔、みずな、サニーレタス、くさそてつ、かぶ、花わさび、ビタミンナ、山東菜、セリ、パセリ、春菊、かきな、ちじれ菜、ちんげんさい、セルリー、サンチュ、ビワ、イチジク、ユズ（出荷制限 2011.08.29.）、きのこ類（野生のもの、出荷制限：2011.9.15.）、クリ（出荷制限 2011.09.20）、原木ナメコ（出荷制限 2011.10.31.）

イ：乳製品 原乳

ウ：肉等 牛肉

エ：水産物

アユ、ヤマメ、アイナメ、イカナゴ稚魚、シラス、ホッキガイ、キタムラサキウニ、ウグイ、シロメバル、ワカサギ、エゾイソアイナメ、ムラサキイガイ、ウニ、イワナ、イシガレイ、ムクズガニ、コモンカスベ、ババカレイ、ヒラメ、ウスメバル、ホンモロコ、ワカメ、ヒジキ

オ：その他

生茶葉、荒茶、製茶、小麦、なたね

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(10月31日 現在)

		福島県	
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原乳	3/21～:(2市6町3村 ^{※1})	—
	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23～:(2市7町3村 ^{※2}) (ホウレンソウ、カキナは3/21～)	3/23～:(2市7町3村 ^{※2})
	結球性葉菜類 (キャベツ等)	3/23～:(2市6町2村 ^{※3})	3/23～:(2市6町2村 ^{※3})
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	3/23～:(2市7町3村 ^{※2})	—
	カブ	4/13～:(4市7町3村 ^{※4}) 4/18～:(福島市) 4/25～:(本宮市) 10/18～:(二本松市)	4/13～:(飯館村)
	原木シイタケ(露地栽培)	7/19～:(伊達市) 7/22～:(新地町)	—
	原木シイタケ(施設栽培)	10/31～:(相馬市、いわき市)	—
	原木ナメコ(露地栽培)	9/15～:(11市21町11村 ^{※5}) (飯沼町、古殿町の曹根苗については、9/6から出荷制限) 10/19～:(喜多方市)	9/15～:(いわき市、棚倉町) 9/20～:(南相馬市) (御幸町の曹根苗については、9/6から摂取制限)
	キノコ類 (野生のものに限る。)	5/9～:(伊達市、相馬市、三春町) 5/13～:(南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村)	—
	たけのこ	5/9～:(福島市、桑折町)	—
	くさそてつ(こごみ)	6/2～:(福島市、伊達市、桑折町) 6/6～:(相馬市、南相馬市)	—
	ウメ	8/29～:(福島市、南相馬市) 10/14～:(伊達市、桑折町)	—
	ユズ	9/20～:(伊達市、南相馬市)	—
	クリ	4/20～:(全域)	4/20～:(全域)
水産物	イカナゴの稚魚	6/6～:(秋元湖、権原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(飯川との合流点から上流の部分に限る。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))及び真野川 6/17～:(真野川(支流を含む。))	—
	ヤマメ(養殖を除く。)	6/17～:(真野川(支流を含む。)) 6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))	—
	ウグイ	6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))	—
	アユ(養殖を除く。)	7/19～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
肉	牛肉 ^{※6}	7/19～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
茨城県			
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	10/14～:(土浦市、行方市、鉢田市、小美玉市)	—
	原木シイタケ(施設栽培)	10/14～:(土浦市、鉢田市)	—
その他	茶	6/2～:(29市8町2村 ^{※7})	—
栃木県			
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 ^{※6}	8/2～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
その他	茶	6/2～:(鹿沼市、大田原市) 7/8～:(栃木市)	—
千葉県			
		出荷制限	摂取制限
野菜類	原木シイタケ(露地栽培)	10/11～:(野孫子市、君津市)	—
その他	茶	8/2～:(野田市、成田市、八街市、葛原市、山武市) 7/4～:(勝浦市)	—
神奈川県			
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/2～:(小田原市、真鶴町、湯河原町)	—
群馬県			
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/30～:(渋川市、桐生市)	—
宮城県			
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 ^{※6}	7/28～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
岩手県			
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 ^{※6}	8/1～:(全域、ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—

※1 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、相葉町(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯館村

※3 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、相葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、葛尾村及び飯館村

※4 伊達市、相馬市、南相馬市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、相葉町、広野町、飯館村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

※5 福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市、白河市、相馬市、南相馬市、いわき市、桑折町、国見町、川俣町、鏡石町、石川町、浅川町、棚倉町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、猪苗代町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、新地町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村、川内村、葛尾村、飯館村

※6 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及び畜場への出荷を差し控えるよう要請

※7 水戸市、日立市、土浦市、石岡市、結城市、龍ヶ崎市、下妻市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、守谷市、常陸大宮市、那珂市、筑西市、稲敷市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉢田市、つくばみらい市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、大子町、阿見町、河内町、五霞町、利根町、東海村、美浦村

4) 海外における日本製品の規制

諸外国の輸入に当たっての規制措置は、農林水産省のホームページに紹介されています。最新情報は、10月3日です。(但し、輸出に当たっては直接確認して下さい。)

http://www.maff.go.jp/j/export/e_info/pdf/kensa_1003.pdf

農林水産物の輸出に関する証明書の発行についても、農林水産省のホームページに掲載されています。

http://www.maff.go.jp/j/export/e_shoumei/shoumei.html

また、諸外国向け水産物の輸出証明の窓口も掲載されています。(8月3日 現在)

http://www.jfa.maff.go.jp/j/kakou/export/pdf/madoguchi_110803.pdf

8. オーストラリア・ニュージーランド両国政府が、食品成分の新表示制度を検討。

オーストラリア・ニュージーランド食品規制閣僚会議 (ANZFRMC) は2011年1月に新たな表示制度案を公表し、各業界からの意見を募っていました。年内に、最終報告書を発表の予定です。JETROによれば、義務表示のポイントは、次のようです。

<https://news.jetro.go.jp/aps/QJTR/main.jsp?ssid=20111029163855588gsh-ap03>

- (1)砂糖・脂肪および植物油を食品に使用した場合、具体的な使用品目を表示する(例:サトウキビ、パーム油など)。
- (2)自動販売機および大手チェーン食品店で使用するメニューに、当該食品のエネルギー量〔単位:キログジュール(1キログジュール=約239カロリー)〕を表示する。
- (3)アルコール対策として、健康に影響を与える可能性があることとエネルギー量を表示する。また、アルコール入り飲料はラベルに栄養分を表示する。
- (4)検出可能な新型遺伝子や食品添加物を使用した場合などの表示制度を見直す。遺伝子組換え食品(GMO)を使用している場合、商品販売開始後30年間「GMO」をパッケージに表示する。
- (5)原産国表示について、現在の「加工プロセス地」表示制度から「材料の原産国」制度に見直す。
- (6)新たな表示制度として、赤、黄、青の3色を使用した3段階表示(信号システム)の導入を提案する。導入は任意だが、基本的には、脂肪分・糖分・塩分などについて100グラム当たりの使用量の多寡に応じて表示する。なお、保健機能食品の場合は信号システムを義務化するが、酒類には適用しない。

9. 輸入食品の特徴的な食品衛生法違反事例(2011年10月)特筆すべき事例のみ紹介します。

- ・株式会社シヨクリュー、東洋冷蔵株式会社、株式会社すかいらく、株式会社マルハニチロ水産、株式会社大市珍味、東邦物産株式会社、富士通商株式会社等がベトナムから輸入した「冷凍むきえび」、「加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱):えび」、「加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱):えび類」、「加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱):えびフライ」、「加熱後摂取冷凍食品(凍結直前未加熱):天ぷら用伸ばしえび」、「加熱後摂取冷凍食品:えびの錦手まり」等の命令検査で、合成抗菌剤エンロフロキサシン:0.01~0.08ppm検出による成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。

6月からエンロフロキサシンによる違反が増加しています。一方、昨年秋に多数の違反があつ

たトリフルラリンの件数は減少しました。

尚、2007年に改正されたエンロフロキサシンの魚介類に適用される残留基準は、「含有してはならない」です。

- ・株式会社ニチレイフレッシュがベトナムから輸入した「冷凍養殖むき身えび」、株式会社極洋が中国から輸入した「無加熱摂取冷凍食品：生ずわいがに剥き身」、株式会社イーワイトレーディングが米国から輸入した「乾燥あんず」の自主検査で、二酸化硫黄として、0.10～2.18g/kg 検出による使用基準不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。

*二酸化硫黄を使用することができる場合でも、食品毎の残留基準が定められています。

- ・協同食品株式会社がベトナムから輸入した「乾めん：タピオカ入りライスヌードル」のモニタリング検査で、Cry1Ac タンパク質陽性による安全性未審査遺伝子組換え米として、成分規格不適合とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。

- ・丸高株式会社が中国から輸入した「冷凍ブリ切り身」の自主検査で、一酸化炭素 241 μ l/L 検出による指定外添加物の使用とされ、廃棄、積み戻し等が指示されました。

(作成：2011年11月1日)